

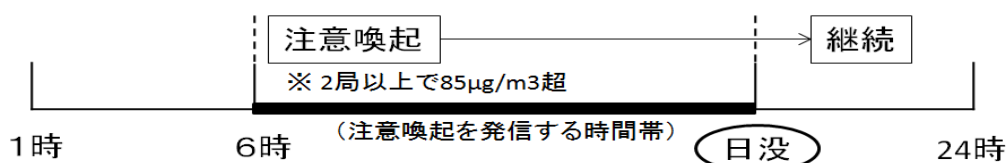
微小粒子状物質 (PM2.5) の注意喚起に係る日没後の解除について

平成26年12月1日

PM2.5 濃度の高まる冬季に向け、県民の不安解消のために、これまで実施していなかった日没後の注意喚起の解除について、新たに実施する。

1 現状

日中に1時間値が $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下とならなかった場合、日没後も注意喚起を継続
(日没：夏期 18時、冬期 17時)



2 今後の対応

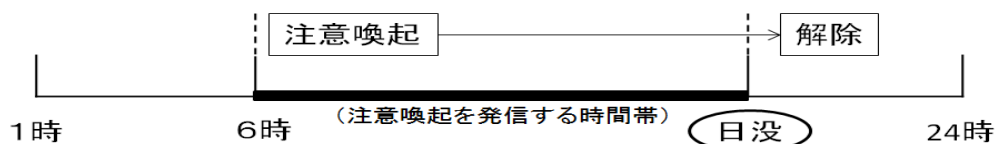
(1) 解除の考え方

注意喚起は、日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超を予測して行うものであることから、解除も24時までの結果で判断する。(日平均値：1～24時までの1時間値の平均)

(2) 日没後の解除実施

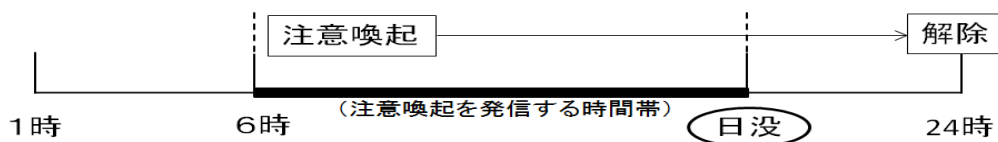
① 1時間値による判断

日没後24時まで1時間値が $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となった場合



② 日平均値による判断

24時に当日の日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下の場合



※ 24時で解除されない場合は、注意喚起の継続を通知

(3) 県民への周知

県HPや市町等関係機関、マスコミを通じて周知を図るとともに、注意喚起の発信・解除の連絡を迅速に行うため、「PM2.5情報メール配信サービス」への登録促進の呼びかけを行う。
(H26.10末の登録数：約1万1千人)

《参考》

1 過去のデータによる解除の検証

注意喚起開始以降(H25.3)において現在の判断基準(2局以上で $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超)を適用した場合、注意喚起の実施日は5日であり、いずれの日も日没後に注意喚起が継続している。

なお、日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した日はない。

これらの日に日没後の解除実施を適用した場合、次のとおりとなる。

- | | |
|------------------------|------------------|
| ○日没後24時まで解除(1時間値による解除) | : 2日 |
| ○24時に解除 | (日平均値による解除) : 3日 |